

災害応急対策活動の調査等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動の調査等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

令和5年 2月14日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 前田 文雄

(押 印 省 略)

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動の調査等に関する基本協定
- (2) 活動場所 浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）（別図－1『活動場所区域図』参照）を原則とする。
- (3) 活動内容 本活動は、浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに浜田河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うことを原則とする。
- (4) 協定期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日【1ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争（指名競争）の参加資格定期受付において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」又は「地質調査業務」として申請していること。なお、令和5年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」又は「地質調査業務」の認定を受けていること。

令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には、「平成5・6年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式1、様式1の2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、令和5年4月1日までに平成5・6年度「土木関係コンサルタント

業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加の再認定を受けていること）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成19年4月1日以降に完了した業務において、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した業務の実績があること。なお、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、「測量」を希望する者は測量の実績、「地質調査業務」を希望する者は地質調査業務の実績があること。

浜田河川国道事務所の実績として挙げた個々の業務成績が60点未満のものは実績として認めない。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号、平成23年3月28日付け国官技第360号及び平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

なお、当該活動を実施するにあたり手持ち業務量の制限は設けない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】の場合

ア) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 建設－道路
- c) 建設－鋼構造及びコンクリート
- d) 建設－トンネル

イ) 技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 建設部門－道路

- c) 建設部門－鋼構造及びコンクリート
- d) 建設部門－トンネル
- ウ) 国土交通省登録技術者資格を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
 - a) 河川・ダム－計画・調査・設計
 - b) 道路－計画・調査・設計
 - c) 橋梁－計画・調査・設計
 - d) トンネル－計画・調査・設計
 - e) 地質・土質－調査
- エ) R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。専門技術部門は下記のいずれかとする。
 - a) 河川、砂防及び海岸・海洋
 - b) 道路
 - c) 鋼構造及びコンクリート
 - d) トンネル
- オ) 土木学会認定技術者の下記資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。
 - a) 特別上級技術者
 - b) 上級技術者
 - c) 1級土木技術者

【測量】の場合

- ア) 測量士

【地質調査業務】の場合

- ア) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記に限る。
 - a) 建設－土質及び基礎
 - b) 応用理学－地質
 - イ) 技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記に限る。
 - a) 建設部門－土質及び基礎
 - b) 応用理学部門－地質
 - ウ) R C C Mの資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。専門技術部門は下記に限る。
 - a) 土質及び基礎
 - b) 地質
 - エ) 地質調査技士を有し地質調査技士登録証を有する者。
- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この募集要領において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) (6)の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店（営業所は除く）が、活動場所から以下の範囲にあること。

【土木関係建設コンサルタント業務】

島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に本支店（営業所は除く）

【測量】

浜田河川国道事務所管内に本支店（営業所は除く）

【地質調査業務】

島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に本支店（営業所は除く）

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている応募者で行う。

なお、協定を募集する業種は3業種（「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」及び「地質調査業務」）とし、各業種に重複して応募することは可能である。

4. 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 建設専門官

TEL 0855-22-2480（代表） 内線401

FAX 0855-22-2486

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望する者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※平成19年4月1日以降に完了した業務において、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県浜田河川総合開発事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した業務の受注実績について記載すること。なお、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する場合は土木関係建設コンサルタント業務の実績、「測量」を希望する場合は測量の実績、「地質調査業務」を希望する場合は地質調査業務の実績を記載すること。

※協定希望業種毎に作成すること。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出すること。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

※協定希望業種毎に作成すること。

④希望業種と活動の実施体制【別記様式4】

※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出すること。

※協定希望業種毎に作成すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

- ① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。受付期間内に必着のこと。）とする。
- ② 受付期間：令和5年2月14日（火）から令和5年3月6日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問があれば、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ② 受領期間：令和5年2月14日（火）から令和5年2月28日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

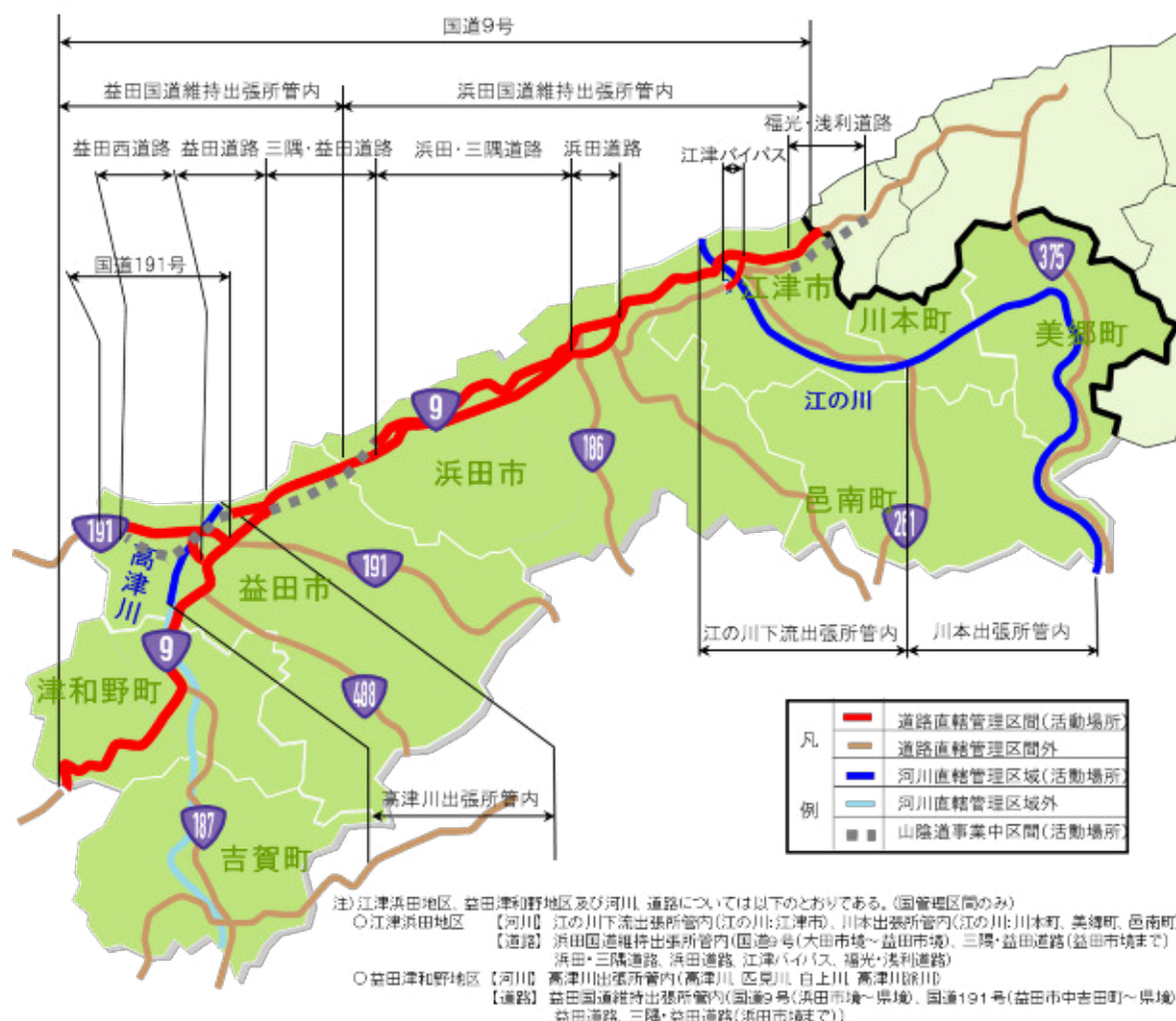
(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧する。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、令和5年3月6日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ②場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和5年3月31日（金）までに通知する。
- ⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動の調査等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結するが、締結後は第4条第2項について速やかに報告すること。
- ⑦基本協定参加資格確認申請書の様式は、国土交通省浜田河川国道事務所のホームページに掲載していますので、ご利用下さい。

『活動場所区域図』



基本協定参加資格確認申請書

令和4年〇月〇〇日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 前田 文雄 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

令和5年2月14日付けで募集のありました「災害応急対策活動の調査等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める希望業種及び活動の実施体制を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

連絡先 : TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線 〇〇〇)
FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○希望する業種

希望する業種	
--------	--

・希望する業種毎に作成すること。

「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」、「地質調査業務」の何れかを記載。

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店
在籍する本支店の住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番		

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 業務実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出
- 業務成績評定通知書の写し
国土交通省浜田河川国道事務所発注の業務の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- 希望業種と活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の申請書の写し

- 郵送で申請したもの又は
インターネットでの申請（出力したもの） →必須提出

※「過去の業務実績」、「技術者の資格」、「活動の実施体制」は、希望する業種毎（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務）に記入して下さい。
本活動を総括的に管理する技術者（資格要件あり）、本活動の実務を担当する技術員（資格要件なし）は業務毎ですが、同じ人の重複登録でもかまいません。

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

別 添

災害応急対策活動の調査等に関する基本協定【登録業種】（案）

（目的）

第1条 本協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長 前田 文雄（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社〇〇コンサルタント 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動の調査等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）の浜田河川国道事務所管理区間（以下、「実施区域」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、浜田河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。なお、甲及び乙は、契約を締結するまでの間、災害応急復旧業務の協議書・承諾書を取り交わすものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求

するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

なお、協定締結の日が令和5年4月1日以降の場合は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第12条 本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和5年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省 中国地方整備局
浜田河川国道事務所長 前田 文雄

乙 株式会社 〇〇コンサルタント
代表取締役社長 〇〇 〇〇